名 称	能美市災害崩落土砂助成要綱 (抜粋)
目的	既成宅地等の災害崩落土砂処理等及び崩落箇所の再発を防止する ための資金の助成に関し、必要な事項を定める。

(交付基準)

- 1. 助成は、がけ崩れ災害により被害を受けた既成宅地等の崩落土砂の搬出及び崩落箇所の再発防止に対して、毎年度、予算の範囲内において行う。
- 2. 災害崩落のあった箇所の土地の所有者又は被災者で助成を受ける者は、災害発生後、2ヶ月以内に助成申請書を市長に提出しなければならない。
- 3. 助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。
 - (1)がけ崩れにより建物等に被害を受けた場合の崩落土砂の搬出で、土量1立 方メートル以上、かつ、がけの高さが2メートル以上の土砂処理を行う事業
 - (2) 崩落箇所のがけ崩れの発生を防止するために行う対策工事

(単位:%)

事業区分	市負担	地元負担	備考
災害崩落土砂助成	5 0	5 0	(1件、助成の限度額は25万円とする。)

(事務担当)

この要綱に基づく助成金に関する事務は、土木部土木課(TEL:58-2250、場所: 寺井分室 2 階)で担当する。

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=737

【QRコード】



- ※平成17年2月1日から施行
- ※令和2年12月1日改正